

倉敷市社会福祉施設等整備計画（令和８年度保育所等防犯・安全対策強化整備分）募集要領

令和７年５月１２日

倉敷市保健福祉局

１ 趣旨

保育所、認定こども園又は小規模保育事業所の防犯及び安全対策を強化する観点から、非常通報装置等の設置（１１０番直結非常通報装置・防犯カメラ設置等）、外構の設置・修繕等及び安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀（以下「ブロック塀等」という。）改修に伴う工事費などを助成することにより、施設の安全性の強化を図る。

２ 募集対象施設等

施設種別	整備区分	整備地区	整備施設数	備考
保育所、認定こども園、小規模保育事業所	防犯対策の強化に係る整備	市内全域	３施設程度	賃貸物件（建物）は対象外
	安全対策の強化に係る整備		制限なし	自己所有の整備に限る。

３ 整備年度

いずれの事業も令和８年度末までに整備が完了すること。

４ 対象事業

（１） 防犯対策の強化に係る整備

非常通報装置等の設置及び外構の設置・修繕等を本事業の対象とし、対象経費が３０万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）であること。また、非常通報装置等の設置については、総事業費が５０万円以下（消費税及び地方消費税を含む。）であること。

ア 非常通報装置等の対象工事の例示

- （ア） １１０番直結非常通報装置を設置する工事（警察との協議が必要）
- （イ） 防犯カメラを設置する工事
- （ウ） カメラ付インターホンを設置する工事
- （エ） 人感センサーを設置する工事

イ 留意事項

(ア) 非常通報装置等の設置については、総事業費が50万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えるものは受け付けない。

(イ) 設備・備品のみの購入費用は補助対象にはならない。

(ウ) 非常通報装置、防犯カメラ等の設置については、リースは補助対象外となる。

(エ) 具体的な工事内容は前記例示のとおりであるが、施設種別・地域等により必要な防犯対策が異なるため、例示以外の工事であっても、防犯対策に要する工事である場合には補助対象となる可能性がある。（個別協議）

ただし、防犯対策でなく、保育事故の防止等を目的とした防犯カメラの設置は補助対象外となる。

(2) 安全対策の強化に係る整備

安全性に問題のあるブロック塀等の改修整備を本事業の対象とし、対象経費が30万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）であること。

ア 留意事項

(ア) 安全性に問題のあるブロック塀等とは、厚生労働省又は文部科学省が実施した調査において、安全性に問題があるブロック塀等を有する施設として報告があった施設のブロック塀等をいう。

(イ) ブロック塀等の撤去のみを行う事業については、補助対象にはならない。

(ウ) 認定こども園については、安全点検の状況を確認することがある。

5 基準価格

工事請負業者（2者）の見積りと市試算の見積りのうち、最も低い価格を基準価格とする。（消費税及び地方消費税を含む。）

6 補助率

補助対象経費の4分の3

国2分の1、市4分の1、設置者4分の1

7 募集期間・応募方法

(1) 募集期間

令和7年5月12日（月）から令和7年6月20日（金）午後5時15分まで

(2) 応募方法

所定の応募書類（事業計画書）に必要事項を記入し、募集期間内に持参し、受理されること（郵送は不可とする）。書類に不備があれば受理しないので注意すること。

(3) 提出部数等

A 4判フラットファイル（色指定なし）に、番号入り仕切紙（仕切紙に番号入りのインデックスを付ける。）を挟み、2部提出すること。なお、提出された事業計画書は、返還しない。

(4) 応募・問合せ先

〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地

倉敷市保健福祉局保健福祉推進課

TEL 086-426-3303

なお、応募書類等については、次のホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/fukushi/welfare/1004016/1016329/1016838.html>

8 応募資格

現に市内で認可保育所、認定こども園（整備年度（令和8年度）までに認定こども園へ移行予定の施設を含む。）又は小規模保育事業所を運営する社会福祉法人、学校法人又は株式会社（ただし、株式会社は小規模保育事業所を運営する株式会社とする。）

9 審査方法

施設整備に係る審査・選定は、倉敷市社会福祉施設整備等審査会（以下「審査会」という。）において行う。

10 今後のスケジュール（予定）

令和7年 8月下旬 審査会において、整備対象となる事業計画を選定

9月 選定された事業計画の法人名・代表者名等を公表

11 事業計画

提出する事業計画は、令和8年度末までに整備が完了する計画であるとともに、国通知、建築基準法、消防法施行令等の関係法令の基準を満たすものであること。

12 その他

(1) 審査会において補助協議対象施設として選定された場合にあっても、その時点で当該補助が確定したわけではなく、当該補助に係る予算が倉敷市議会において議決され、かつ、

国補助等の内示が得られた場合にのみ補助対象となることに留意すること。

- (2) 応募書類の作成に伴う一切の費用は、応募者の負担とする。
- (3) 計画する上での補助金の額は、倉敷市民間社会福祉施設等整備費補助金交付要綱等により算出された額とする。ただし、補助金の額を確定させるものではない。
- (4) 応募書類は、提出書類目録で確認すること。なお、提出書類及び内容に疑義が生じた際は、市に対し速やかに確認及び協議を行うこと。
- (5) 施工業者等の選定は、補助金の内示後に行うこと。また、施工業者等の選定に当たっては、倉敷市の契約方法に準拠すること。

なお、工事入札については、設計者は参加できない。

- (6) 提出した事業計画書の内容を遵守すること。
- (7) この補助金の内示前に着手する事業、内示後事業費が30万円未満となることが判明した場合については、補助対象にはならない。